

資料25

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年7月24日

東京都作業部会確認年月日 平成30年7月25日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 選手村チームプロセッシングセンター等整備工事発注

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであることが説明により確認できた。 ● 本件は大枠の合意に基づき、組織委員会、都、国の負担額を積算しているが、現状の発注額は実施設計完了時のものであり、工事の進捗に応じて修正することが必要である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ● 契約における整備は全てオーバーレイ、仮設等のインフラ整備にあたることから、大枠の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ● チームプロセッシングセンター等に関しては、平成29年度に実施設計を実施しており、本件はそれに基づき引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ● また、整備に当たり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC及びIF要求を反映した施設整備とコスト縮減が可能である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 選手及び関係者が選手村に入村するための手続き等を行うための仮設施設（チームプロセッシングセンター、ファシリティサービスセンター等）の整備であり、不可欠な事業である。 ● 選手村内に整備する必要があり、東京都が所有する既存の倉庫を活用するために、本事業により補う必要がある。 ● 本件は大会運営に必要な内容であることを確認している。 	

効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会が各 FA との協議結果に基づき、既存施設を運営諸室として活用 ● 仮設施設の規模、仕様、配置は、過去大会の事例も参考に、関係各部門の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ● 発注図書において、以下を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 全ての施設において、改修工事に必要な、現状の撤去工事（建具撤去、外壁仕上げ撤去等）、内部仕上げ工事（床、壁、天井等）、設備工事、大会後の原状復旧のための解体工事といった項目が計上されている。 ② チームプロセッシングセンターでは、上記①の他に、耐震補強工事、エレベーター工事といった大会運営に必要となる項目が計上されている。 ③ ファシリティサービスセンターでは、上記①の他に、耐震補強工事、エレベーター工事といった大会運営に必要となる項目が計上されている。 ④ 撤去費、建設副産物処理費、諸経費が計上されている。 ● 東京都積算基準及び単価により積算 ● 内訳書、見積比較表などで主な項目の単価設定根拠を確認するとともに、組織委員会へのヒアリングにより、単価設定の方針（採用単価の優先順位など）に従って積算していることを確認した。 ● 特記仕様書において、以下の記載があることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 工程について、新設工事と解体工事の工期 ② 調達する資機材や設備機器等は、リース・レンタル品を原則とする。これにより難い購入品については、費用対効果等を検討し、後利用や再利用に配慮した物品の仕様に努めること ③ 調達品のトレーサビリティを確認するため、組織委員会が提示する「持続可能性に配慮した調達コード」に基づき調達品の一覧表を作成すること 	

	<p>● 機能性や意匠性が過度なものとならないよう組織委員会内で調整の上、設計要件を確定していることを確認した。</p> <p>● 既存倉庫の活用、耐震改修や外壁改修範囲の精査など CVE、SVSD 等によりコスト縮減を図るとともに、受注者からも契約時 VE 提案を募る予定などにより、一貫してコスト縮減に取り組んでいる。</p> <p>● 上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、要求水準書、内訳書により包括的に確認し、納得性があると判断した。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>● 積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、要求水準書、内訳書により公費負担の対象として適切であることを包括的に確認した。</p> <p>● 現状の実施設計での設計内容に基づく本案件については、概ね妥当と判断した。</p> <p>● 選手村整備費が V2 予算内に収まっていることを確認した。今後、設計・工事の進捗に応じた修正に合わせ、他の FA が利用する部分の経費分担についても、引き続き調整をお願いしたい。</p> <p>● 今後、工事変更を行う場合は、仕様の検討など更なるコスト縮減に努めていただきたい。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。